

能登半島地震災害義援金



嵐山町及び嵐山町社会福祉協議会では、被災されたみなさまへの一刻も早い復旧、復興を願い、義援金箱を設置しております。皆様の温かいご支援をお願いいたします。

設置期間 12月27日(金)まで
設置場所 役場1階会計課/ふれあい交流センター/知識の森嵐山町立図書館2階/嵐山町社会福祉協議会
他 預り書等必要な方は、嵐山町社会福祉協議会窓口へお願いします。

長寿生きがい課からのお知らせ

TEL 0493-62-0718

令和6年度 高齢者外出支援タクシード成券を交付します

高齢者の日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成しています。

対町内に住所があり、運転免許証を所有しない(運転免許証の失効者を含む)69歳以上の方。
※軽度及び重度の障害がある方は障害者等及び重度心身障害者福祉タクシー助成券と高齢者外出支援タクシード成券のどちらかを選べます。

助成内容 1枚につき500円の助成

第56回嵐山町ゴルフ連盟主催春季コンペのお知らせ

第56回嵐山町ゴルフ連盟主催春季ゴルフ大会を以下の要領で開催いたしますので、ご参加くださいますようご案内申し上げます。

開催日 4月15日(月)

会場 森林公園ゴルフ倶楽部

競技方法 18ホール ストロークプレー(新ペリア方式)
参加資格 嵐山町ゴルフ連盟加入者、及び連盟加入希望者

参加費用 15,000円※当日各自精算(乗用カート・セルフプレーレ一費、昼食代)
募集人数 60名

申込 3月22日(土)～3月23日(土)まで
嵐山町ゴルフ連盟 会長・奥田祐三宅
TEL 0493-62-5383
TEL 0493-62-3523

第72回埼玉県美術展覧会の作品募集

会期 5月29日(水)～6月20日(木)
会場 県立近代美術館
出品部門 日本画(水墨画含む)、洋画(版画含む)、彫刻、工芸、書(篆刻・刻字含む)、写真
応募資格 15歳以上の県内在住、在勤、在学者(中学生を除く)
出品点数 各部門3点まで

券を1か月当たり2枚～4枚、年度末までの分を一括交付します。
交付枚数(年齢は令和6年度基準)
▼75歳以上の方は4枚/月
▼70歳～74歳の方は3枚/月
▼69歳の方は2枚/月
(例)4月申請71歳の場合、12か月×3枚×36枚 ※申請月が遅くなりますと、交付枚数も少なくなります。

助成券は年1回申請できます。有効期限は、令和7年3月31日です。

申請手続き 原則郵送とします。申請書が3月15日までに到着した分については、3月下旬に助成券を郵送します。その後は申請書の到着から10日程で郵送しますので余裕をもって申請してください。申請書は、広報2月号差込、またはホームページからダウンロードできます。

高齢者の運転免許証自主返納を支援します

運転に不安を感じた高齢者の自主的な運転免許証の返納を促し、高齢者運転者による交通事故の防止を図るため、高齢者の運転免許証自主返納支援をします。

対町内に住所がある70歳以上(返納時)の方/運転免許証を自主返納してから6か月を経過していない方

支援内容 タクシード成券(1枚500円)15枚(1年間有効)/1回の乗車

出品手数料 1点につき3,000円

応募方法 開催要項(埼玉県美術展覧会)で検索してください(確認のうえ、近代美術館へ直接持参してください)。

会場 埼玉県教育庁市町村支援部文化資源課
TEL 048-830-6925

第58回比企郡民体育大会サッカー(一般の部)

日 1月14日
場 小川町総合運動公園
優勝 嵐山町



第2回レズブランドカップ埼玉県ヤングクラブバレーボール大会

日 12月29日・30日
場 深谷市総合体育館
チーム名 嵐山ガッツヤング(U-14男子)
結果 準優勝
※なお、嵐山ガッツでは、小中学生の男女団員を募集しています。

で複数枚の利用可/運転経歴証明書の交付手数料の一部(1,000円)の助成

教育総務課からのお知らせ

TEL 0493-62-0823

就学援助制度

経済的な理由によって就学困難な児童生徒(令和6年度小学校入学児童を含む)の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの援助を行っています。

援助を受けられる方

- 生活保護を受けている方
(修学旅行費、医療費のみ)申請不要
必要とする状態にある方
その他必要と認められる方(保護者の職業が不安定で生活状態が就学に影響を及ぼしていると認められる家庭など)世帯構成・年収・家族の方の健康状態などにより、総合的に審査して判定します。
学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、新入学学用品費、修学旅行費など※学年により金額が異なります。
学校及び教育総務課に備え付けの申請書(町ホームページからも取得可能)に必要事項を記入し、振込先口座がわか



農業委員会事務局からのお知らせ

TEL 0493-59-6671

農地の貸借や売買について

農地の貸借や売買は農地法等で規制されているため、必要な申請をしなければ法律違反となる場合があります。

場合によっては、農地法の罰則規定が適用されることもあります。他にも、無許可や無届で口約束や個人で作成した契約書等で農地の貸借や売買を行なった場合には、契約内容などでトラブルに発展する可能性があります。農地の貸借や売買をする場合は、必ず農業委員会へ相談し、必要に応じて農地法等に基づいた申請をしてください。

かるもの(通帳のコピー等)と一緒に封筒に入れて、3月15日(金)までに学校又は教育総務課に提出してください。
現在援助を受けている方も毎年度申請が必要です。お子さんが小学校と中学校に在籍する場合は、別々の申請書で提出してください。
※令和5年中の所得金額がわかるよう給与所得者で年末調整をしている方以外は、町民税申告又は確定申告を済ませてから申請してください。

生涯学習課からのお知らせ

TEL 0493-62-0824

ボランティア登録更新手続

ボランティア登録は毎年更新が必要です。現在登録中の団体・個人の方には更新のご案内を送付しますので手続きをお願いいたします。新規登録も随時受け付けています。

ボランティア活動保険について

令和6年度のボランティア活動保険について内容は次のとおりです。
基本プラン 3500円
天災・地震補償プラン 5000円
※特定感染症重点プランは廃止となりました。
※新型コロナウイルス感染症は補償の対象外となります。

農地への土砂の堆積のお話にご注意ください

「草刈りをして返すから、一時的に資材置場として貸してほしい」などと巧みに話をもちかけ同意を取り、又は同意を取らずに、法令手続きを守らず農地に土砂を堆積する事例が埼玉県内で発生しています。土砂を堆積するには法令手続きが必要です。違法な土砂の堆積が行われた場合、その責任や撤去費用の負担は、行為者だけでなく土地所有者に及びごこともあります。また、農地は農地法により規制されています。こういったトラブルに巻き込まれないようご注意ください。

Advertisement for 'Vegetable Friends Farm' (野菜の仲間たちファーム) featuring QR codes for social media and contact information.